

令和 8 年 3 月 2 6 日
東京二十三区清掃一部事務組合

東京二十三区清掃一部事務組合 一般廃棄物処理基本計画（第 6 次） 改定原案の公表及びパブリックコメントの実施について

令和 8（2026）年 1 月 1 6 日の清掃一組評議会です承された「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画（第 6 次）」改定原案について、下記のとおり公表し、パブリックコメントを実施します。

記

1 改定原案公表

令和 8（2026）年 3 月 19 日(木)

清掃一組ホームページに改定原案を掲載しています。

報道機関向けに別紙のとおりプレスリリースを行いました。

清掃一組総務部企画室（東京区政会館 14 階）、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所で改定原案の縦覧を行っています。

2 パブリックコメント

令和 8（2026）年 3 月 19 日(木)から令和 8（2026）年 4 月 19 日(日)まで

期間中、清掃一組ホームページの入力フォームまたは郵送・FAX等による意見募集を行っています。

3 今後のスケジュール

令和 8（2026）年 7 月頃

改定計画を決定し、公表します。

令和8年3月19日

報道機関各位

東京二十三区清掃一部事務組合

東京二十三区清掃一部事務組合 一般廃棄物処理基本計画（第6次）
改定原案の策定及びパブリックコメントの実施について

日頃から、当組合の事務事業につきまして、ご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたび、一般廃棄物の中間処理等に関する基本的な計画となる「一般廃棄物処理基本計画（第6次）」の改定原案を策定しましたので、お知らせいたします。

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定するもので、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に、適時見直しを行うものです。

また、本日より、一般廃棄物処理基本計画（第6次）改定原案のパブリックコメント^{※1}を開始いたします。その後、令和8年7月頃に改定計画を公表する予定です。

〈資料〉 東京二十三区清掃一部事務組合
一般廃棄物処理基本計画（第6次）改定原案【概要版】

〈参考資料〉 東京二十三区清掃一部事務組合
一般廃棄物処理基本計画（第6次）改定原案【全文】
当組合ホームページに掲載します。^{※2}

※1 意見募集期間：令和8年3月19日（木）から令和8年4月19日（日）まで

※2 本日より当組合のホームページ（<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>）に、「一般廃棄物処理基本計画（第6次）改定原案」を掲載します。

一般廃棄物処理基本計画
（第6次）改定原案・
パブリックコメント



【問合せ先】

東京二十三区清掃一部事務組合
総務部企画室計画担当課長 工藤
TEL 03(6238)0628、0624

◆ 東京二十三区清掃一部事務組合 一般廃棄物処理基本計画（第6次）改定原案
における主な改定ポイント

1 ごみ量推計

東京23区域の人口は令和17年度の1,005万人まで増加し続ける予測ですが、一人一日当たりごみ排出量は減少傾向にあり、家庭ごみは減少する推計となりました。

一方で、事業系ごみは、都内総生産と相関があり、コロナ禍以降の経済回復に伴って増加していく推計となりました。

家庭ごみと事業系ごみを合わせた総ごみ量は、当面横ばいから微増で推移し、令和17年度以降は255万トン前後で推移する推計結果となりました。

2 施設整備計画

今後、清掃工場の建替工事が重なることによる焼却能力の低下に備えた施設整備計画を策定しました。ごみ量推計に対して焼却能力が過大・過小とならないよう、東京23区内の焼却能力のアンバランス是正などを考慮した計画としました。その結果、一部の清掃工場で建替後の施設規模（焼却能力）の見直し等を計画しています。

東京23区内では、清掃工場の敷地に限りがあるため、建替工事では、稼働している清掃工場を停止して解体したのち、建設工事を行います。そのため、建替工事の期間中は、その施設分の焼却能力が失われることとなります。

また、建替工事の工期は長期化しており、9～10年程度の期間が必要となる見込みです。東京23区には清掃工場が22施設あり、これまでは同時期に2～3施設の建替工事を行っていましたが、今後は、4～5施設を同時期に建替える必要があり、その分、焼却能力の低下が大きくなります。

よって、建替工事の重なりは一時的なものではなく、将来にわたり続くため、全量処理を継続できるように、施設規模（焼却能力）を見直す必要があります。

3 最終処分量

ごみ量の変化に応じて、年間の最終処分量は17万トン台で推移する見込みです。プラスチック再資源化等のごみ減量施策による最終処分量削減への効果を注視しつつ、最終処分場をできる限り長期に利用していくために、引き続き焼却灰の資源化を実施していきます。

東京二十三区清掃一部事務組合 一般廃棄物処理基本計画（第6次）

原案

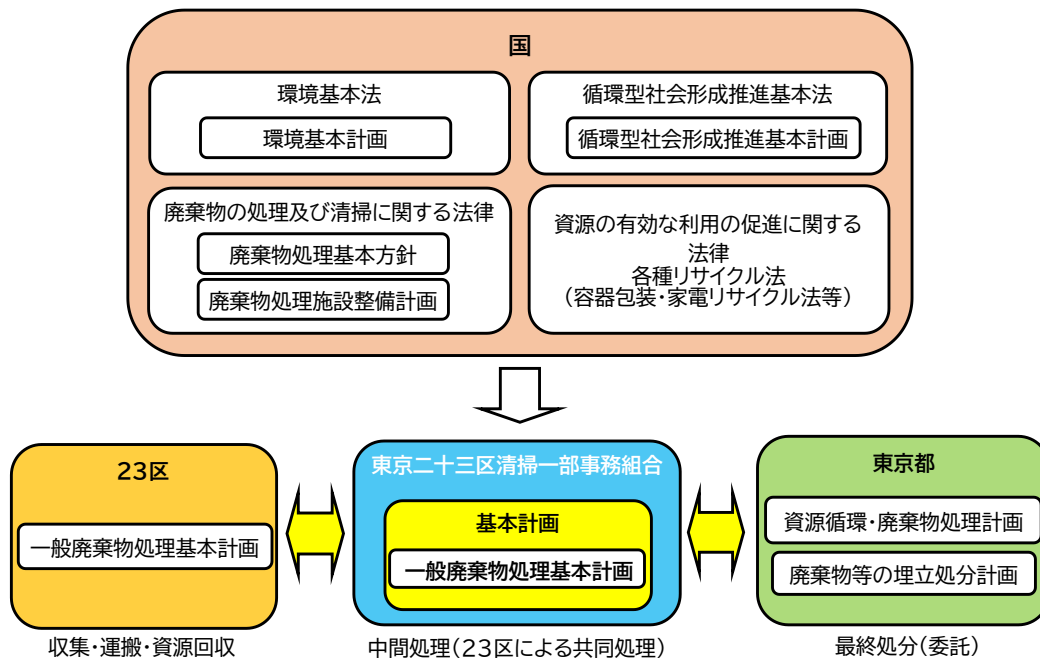
計画期間：令和8年度～令和22年度

【概要版】

1 計画の概要

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の一般廃棄物処理基本計画（第6次）は、計画期間を令和8年度から令和22年度とし、23区及び東京都と連携し、5項目の施策と16の取組により、目標である「循環型ごみ処理システムの推進」を目指して策定しています。清掃一組は、23区から発生する一般廃棄物の安全で安定的な処理を通して、循環型社会の形成に寄与していきます。

(1) 計画の位置付け



(2) 施策及び取組

目標	施策	取組
循環型ごみ処理システムの推進	1 効率的で安定した全量処理体制の確保	(1) 安定稼働の確保 (2) 収集に配慮した受入体制の確保 (3) 不適正搬入防止対策 (4) 計画的な施設整備の推進 (5) ごみ処理技術の動向の把握
	2 環境負荷の低減	(6) 環境保全対策 (7) いちくみ環境マネジメントシステムの活用
	3 地球温暖化対策の推進	(8) 熱エネルギーの一層の有効利用 (9) 地球温暖化対策への適切な対応 (10) その他の環境への取組（太陽光発電、雨水利用等）
	4 最終処分場の延命化	(11) 焼却灰の資源化 (12) ごみ処理過程での資源回収 (13) 破碎処理残さの最終処分量削減
	5 災害対策の強化	(14) 災害等発生時の体制確保 (15) 清掃工場の強靱化 (16) 地域防災への貢献

2 ごみ量推計

(1) 推計の基本的な考え方

国のごみ処理基本計画策定指針では、一部事務組合、広域連合を構成して広域的なごみ処理を行っている区市町村において、処理過程によって事業の実施主体が異なる場合は、各区市町村は自らの事業の範囲を超えてごみ処理基本計画を策定する必要があるとしています。

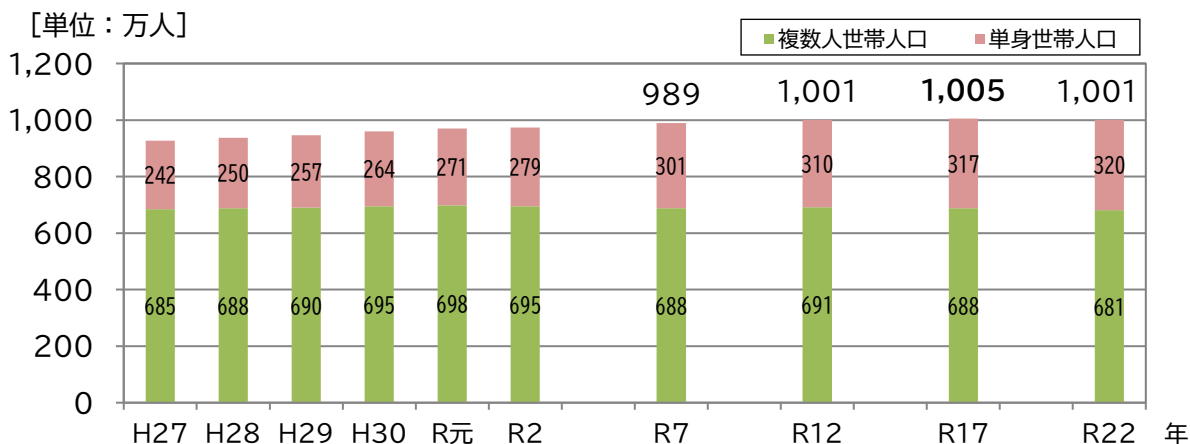
23区においては、ごみの収集・運搬を各区が行い、中間処理は清掃一組による共同処理としていることから、統一的な手法でごみ量を推計しています。

(2) 「ごみ量」の考え方

清掃一組で処理しなければならないごみ量は、国の策定指針及び平成 17 年に特別区長会で確認した「長期的なごみ量推計の手法」に則り、人口動態や社会・経済情勢を踏まえて推計します。「ごみ量」は家庭ごみと事業系ごみの区分で推計しており、「ごみ発生量」から「排出抑制量」を差し引いた量となります。

(3) 23区の人口推計

23区の人口は令和 17 年度まで増加し続け、最大で 1,005 万人となる見込みです。



※ 平成27年度～令和2年度の実績は「東京都統計年鑑 人口・世帯（平成30年、令和4年）」から引用した。
令和7年度～令和22年度の人口は東京都が推計している「将来の区市町村人口」から引用した。
複数人世帯人口は、総人口から単身世帯人口を差し引いたものである。

(4) ごみ量の推計結果

家庭と事業系の合計となるごみ量は、家庭ごみ量が緩やかに減少する一方、事業系ごみ量が景気の動向を受けて緩やかに増加していくため、令和 17 年度以降は、255 万トン前後で推移する結果となりました。

23区においてはそれぞれの区でごみ減量施策に取り組んでいますが、当面人口が増加し続ける予測となっていることから、総量としてのごみ量は減少しない推計結果となっています。

単位：万トン

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度
ごみ発生量(A)	383	385	387	389	390	392	393	394	396	397	398	398	398	399	399
家庭	209	209	208	208	207	207	206	205	205	205	204	203	202	202	201
事業系	174	176	179	181	183	185	187	189	191	192	194	195	196	197	198
排出抑制量(B)	132	133	135	136	137	139	140	141	142	143	142	143	144	144	144
家庭	65	65	65	65	65	66	66	65	65	65	64	64	64	63	63
事業系	67	68	70	71	72	73	74	76	77	78	78	79	80	81	81
ごみ量 (A-B)	251	252	252	252	253	252	253	253	254	255	255	255	255	255	255
家庭	145	144	143	143	143	141	140	140	140	140	139	139	139	139	138
事業系	107	108	109	110	111	111	112	113	114	115	115	116	116	117	117

※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。

今後、清掃工場の建替工事が重なることによる焼却能力の低下に備えた施設整備計画を策定しました。安定的な焼却能力の確保を前提に、ごみ量に対して過大・過小とならないよう、23区内の焼却能力のアンバランス是正や収集運搬の効率性、コスト削減を考慮した計画としています。

工場名	しゅん工 年月	施設規模	計 画 期 間														参考期間 R23年度～ R30年度 (2041～ 2048)				
			R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)	R14 年度 (2032)	R15 年度 (2033)	R16 年度 (2034)	R17 年度 (2035)	R18 年度 (2036)	R19 年度 (2037)	R20 年度 (2038)	R21 年度 (2039)		R22 年度 (2040)			
有 明	H7.12	200トン ×2炉	31	32	33	34	35	36	37 延命化(2回目)	38	39	40	41	42	43	44	45	整備予定			
千 歳	H8.3	600トン ×1炉	31	32	33	34	35	36	37	38	39 延命化(2回目)	40	41	42	43	44	45				
墨 田	H10.1	600トン ×1炉	29	30	31	リニューアル:500ト			1 (36)	2 (37)	3 (38)	4 (39)	5 (40)	6 (41)	7 (42)	8 (43)					
新江東	H10.9	600トン ×3炉	28	29	30	延命化			31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	廃止予定
(未定)	(未定)	(未定)							*					建設:1,200ト							
港	H11.1	300トン ×3炉	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	整備予定			
豊 島	H11.6	200トン ×2炉	27	28	延命化			29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	整備予定
渋 谷	H13.7	200トン ×1炉	25	26	27	延命化			28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
中 央	H13.7	300トン ×2炉	25	26	27	延命化			28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	整備予定
板 橋	H14.11	300トン ×2炉	24 (52)	25 (53)	26 (54)	27 (55)	28 (56)	建替(解体/建設):900ト													
多摩川	H15.6	150トン ×2炉	23 (53)	*24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	28 (58)	建替(解体/建設):600ト												
足 立	H17.3	350トン ×2炉	22 (49)	23 (50)	24 (51)	25 (52)	*26 (53)	27 (54)	28 (55)	29 (56)	30 (57)	建替(解体/建設):900ト									
品 川	H18.3	300トン ×2炉	21 (53)	22 (54)	23 (55)	24 (56)	25 (57)	*26 (58)	27 (59)	28 (60)	29 (61)	30 (62)	建替(解体/建設):900ト								
葛 飾	H18.12	250トン ×2炉	20 (50)	21 (51)	22 (52)	23 (53)	24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	28 (58)	*29 (59)	30 (60)	31 (61)	32 (62)	33 (63)	建替(解体/建設):900ト				
大 田	(新) H26.9	300トン ×2炉	12	13	14	15	16	17	18	延命化			19	20	21	22	23	24	25	26	
	第一 H2.3 (R4再稼働)	200トン ×3炉	30 (37)	31 (38)	32 (39)	33 (40)	34 (41)	35 (42)	36 (43)	37 (44)	38 (45)	39 (46)	40 (47)	41 (48)	42 (49)	43 (50)	廃止予定				
練 馬	H27.11	250トン ×2炉	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
杉 並	H29.9	300トン ×2炉	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	延命化			
光が丘	R3.3	150トン ×2炉	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	整備予定			
目 黒	R5.3	300トン ×2炉	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	整備予定			
江戸川	R9.5 (予定)	300トン ×2炉	建替(解体/建設):600ト			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13			
北	R12.11 (予定)	300トン ×2炉	建替(解体/建設):600ト						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
世田谷	R15.12 (予定)	300トン ×2炉	建替(解体/建設):600ト									1	2	3	4	5	6	7			

- ・ 上記表の枠内の数字は稼働年数を示す。()内の数字は建物の建築年数を示す。
- ・ は建替計画及び環境影響評価等の手続期間を示す。★は建替事業開始年度を示す。
- ・ 建替工事等の着工及びしゅん工時期は表記の年度内で別途計画する。

※ 今後の一廃計画の改定において、各区のごみ減量がより一層進んだ場合には、施設整備時期や施設規模は変更となる可能性がある。次期計画(第7次一廃計画)の計画期間は令和12年度からを予定している。

	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)	R14 年度 (2032)	R15 年度 (2033)	R16 年度 (2034)	R17 年度 (2035)	R18 年度 (2036)	R19 年度 (2037)	R20 年度 (2038)	R21 年度 (2039)	R22 年度 (2040)
計画年間焼却能力 (万トン)	274	281	282	277	285	280	275	282	281	283	271	268	267	267	271
清掃工場処理量 (万トン)	249	250	250	251	252	251	251	252	253	254	254	254	254	254	254
焼却余力 (%)	10	13	13	10	13	12	9	12	11	11	7	6	5	5	7
清掃工場平均稼働年数	21	22	22	23	24	23	24	24	24	24	25	26	27	28	28

23区から発生したごみの最終処分は、東京都が設置、管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用していますが、これらの最終処分場が一杯になった場合に、次の処分場については23区で確保しなければなりません。

しかし、23区内及び東京港内に新たな処分場を確保することは極めて困難であることから、23区、清掃一組は東京都と連携して最終処分場をできる限り長期に利用できるよう、延命化に努めていきます。

(1) 最終処分量削減に向けた取組

焼却灰の資源化は、最終処分量の削減に大きな役割を担っています。現在、清掃一組では、焼却灰のセメント原料化や徐冷スラグ化、焼成砂化等の資源化処理を行い、焼却灰の有効利用に努めています。

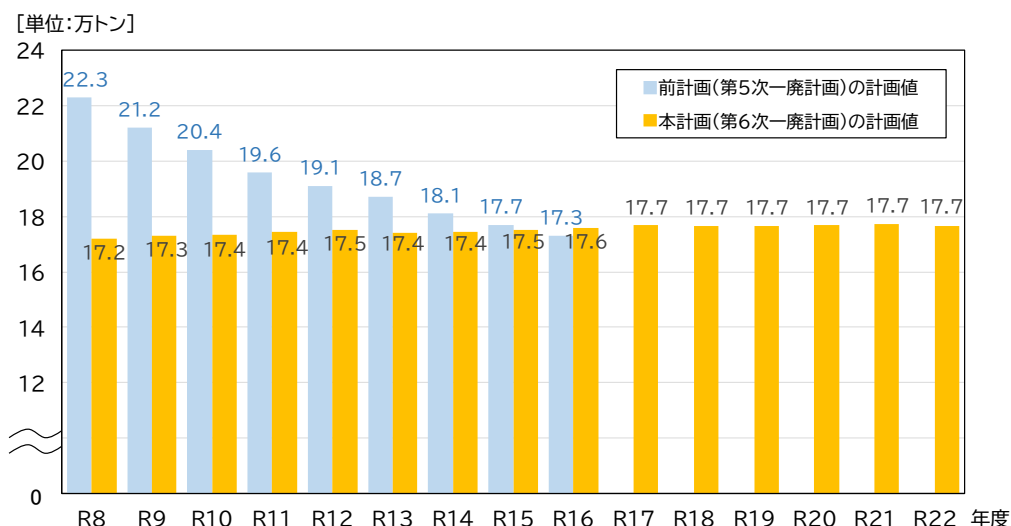
しかし、国内のセメント需要の低下、燃料費高騰に伴う資源化コスト上昇等について課題があるほか、焼却灰の資源化量は、資源化施設の受入状況や鉄道及び船舶による運搬の状況により大きく左右されることから、受入枠(量)の確保が課題となっており、更なる拡大は困難な状況となっています。

そのため、本計画においては、令和8年度以降の焼却灰の資源化量は、令和7年度の計画値である 11 万 2千トンを目途として計画しますが、今後も焼却灰の有効利用に努めつつ、ごみ量の削減状況や焼却灰の資源化を取り巻く環境の変化に応じて、新たな資源化技術を調査、研究していきます。

また、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎した処理残さのうち、可燃系残さについては清掃工場で焼却処理することで減容化し、最終処分量の削減に努めています。今後稼働予定の中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、資源の更なる回収を行うことで、最終処分量の削減を行います。

(2) 最終処分量の計画

最終処分量はごみ量の変化に応じて推移する見込みです。今後は、プラスチック再資源化等のごみ減量施策による最終処分量削減への効果を注視しつつ、最終処分場をできる限り長期に利用していくために、引き続き焼却灰の資源化を実施していきます。



東京二十三区清掃一部事務組合
一般廃棄物処理基本計画(第6次)【概要版】
(令和8年度～令和22年度)

印刷物登録
令和8年度 第号

令和8年 月発行：東京二十三区清掃一部事務組合 総務部企画室

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館14階 TEL:03-6238-0624